

商工こすど かわら版

第256号
小須戸
商工会

〔10月〕
の花
コスモス



商工会館の外壁塗装工事

完了について

会員の皆様にはご不便とご面倒をおかけし、八月二十三日から商工会館の外壁工事をしてまいりましたが、十月九日(土)に工事が完了します。つきましては、十月十一日(月)から通常どおり、商工会の駐車場を使用できますので、商工会への用事または商店街でお買い物の際はご利用ください。

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

新潟県最低賃金は、新潟県の現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、十月一日より八五九円に改定されます。(改定前 八三二円)

新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及び労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む。)に適用されます。この機会に最低賃金を確認しましょう。詳しくは、労働基

準監督署または商工会までお問い合わせください。



最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業についてのお知らせ

令和三年十月一日から新潟県の最低賃金が八五九円に引き上げられることに伴い、厚生労働省・新潟労働局から、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けて、より一層支援がなされます。具体的には、①最低賃金の引上げを図る中小企業を支援する「業務改善助成金」の支援枠の拡大、②最低賃金を引き上げた中小企業における「雇用調整助成金等」の要件が緩和

されます。

詳しくは「業務改善助成金」、「雇用調整助成金」で検索または、新潟労働局 労働基準部賃金室(☎〇二五二一八八三三〇四)へお問い合わせください。

永年勤続表彰者表彰の 表彰申請について

商工会では、会員事業所に勤務する従業員に対し、事業主の申請により表彰を行っております。勤続年数が三十年、二十年、十年の対象者が在籍する事業所におかれましては、表彰申請についてご検討ください。

【申込期限】
令和三年十月十五日(金)

【申込・詳細等】
同封の案内文書をご覧ください。

令和三年度 飲食関係店応援事業 たらぷく・まんぷく・ 小須戸で飲食!

長らく新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている飲食店及

び飲食関係店(酒屋・青果店・タクシー・代行)の消費・需要回復を目指し、飲食関係店応援事業を開催します。

事業概要

参加店二十一店舗を五〇〇円(税抜)ごとに利用することで、抽選会応募シールが一枚もらえます。この応募シールを三枚集めると豪華賞品が当たる抽選へ応募ができます。応募は専用台紙にシールを三枚貼り、参加店設置の応募箱に投函または、商工会へ郵送していただくことで完了です

開催期間

十月十五日(金)～十一月十四日(日)
詳しくは十月十三日(水)に予定している新聞折込みをご覧ください

〈飲食店対象〉

新潟市「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第三期・第四期)」申請のお知らせ

新潟市では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新潟県が行う営業時間短縮の協力要請に全面てき

に協力いただいた飲食店等に対して、協力金を支給しています。

既に第二期までは申請受付が終了しており、第三期・第四期は共に申請受付期限が十月二十九日(金)となっております。支給対象の飲食店につきましては、申請期限に留意し、早めの申請をお願いします。

〈酒屋・タクシー・代行対象〉
新潟県「事業継続支援金」(時短要請枠)「申請のお知らせ」

新潟県では飲食店等の営業時間短縮の要請により、売上が減少した飲食関連事業者等に対して、事業継続に向けた支援金を支給しています。
なお、令和三年九月三十日(木)をもって受付を終了した「事業継続支援金(飲食関連事業者等)」とは、申請要件等が異なり、本支援金は別個の支援金のため、既に事業継続支援金(飲食関連事業者等)「を受け取っている事業者であっても、支給要件を満たしていれば支給対象者となります。そのため申請手続きを忘れることがないようにご注意ください。

対象者

①令和三年八月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供している事業者

②令和三年八月以降に発令した営業時間短縮要請の対象区域となる県内市町村に事務所、事業所を有し、タクシー事業者・自動車運転代行業者として許認可等を受けている事業者

支給要件

事業者全体の売上高について、令和三年七月から令和三年九月までのいずれか一か月において、前年(又は前々年)同月比で二〇%以上減少していること。

申請方法

簡易書留など追跡ができる郵送

申請期限

十月三十一日(日)締切当日消印有効

新潟県税務署主催

令和二年度における

決算説明会中止のお知らせ

新潟県税務署では、毎年十二月頃に決算説明会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から前年に引き続き、令和三年度についても中止することとなりました。

なお、決算説明会に代わるものとして、決算の方法・注意点を説明する動画を作成し、YouTube 国税庁動画チャンネルに掲載することを予定していますので、ご覧ください。

「NICO」を活用してみませんか

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)は、『新潟県の産業を活性化する』を使命に、県内企業の皆さまを応援しています。

【事業内容】

- 新商品・新技術を開発したい
 - 市場顧客のニーズがわからない
 - 売れる商品づくりとは など
- 皆さまの挑戦や悩みを、多彩なメニューによりサポートします。

補助金等資金的支援をはじめ、専門家等のアドバイス、セミナー・講座・研修、オフィス・設備レンタル、マッチング支援、テストマーケティング

ング支援、商品評価ブラッシュアップなど様々な支援を行っています。

【お問合せ先】

公益財団法人にいがた産業創造機構
電話 〇二五・二四六・〇〇二五
Eメール info@nico.or.jp

一人でも雇ったら、

労働保険に必ず加入!

労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められるため、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

加入対象事業所で、未加入事業所は早急に加入手続きをしていただくよう、お願いします。